

北海貨第45号

認 可 書

三ツ輪運輸株式会社  
代表取締役社長 栗林定徳 殿

平成15年5月30日付けで申請のあった内航運送に係る第二種貨物利用運送事業の利用運送約款は、貨物利用運送事業法第26条第1項の規定に基づき、認可する。

なお、国土交通省において内航運送に係る第二種貨物利用運送事業の標準利用運送約款を設定した場合には、当該標準利用運送約款を使用すること。

平成15年7月1日

北海道運輸局長 影 山 幹 雄



許可番号 北W 0016

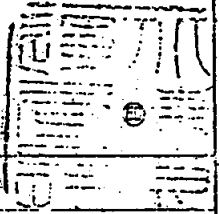
許 可 書

昭和44年3月29日付申請の件

内航海運法第3条第1項の規定により下記のとおり許可する

昭和44年4月28日

三ツ輪運輸株式会社 北海海運局長 大塚



事業の種類		内航運送取扱					
氏名又は名称		三ツ輪運輸株式会社					
住 所		釧路市錦所5丁目番地					
事 計 画	三たる営業所の名称及び所在地		三ツ輪運輸株式会社 釧路市錦所5~8				
	従たる営業所の名称及び所在地		三ツ輪運輸株式会社 東京都休目丸田2-2				
			三ツ輪運輸株式会社 札幌市北2条西4丁目				
			三ツ輪運輸株式会社 小樽市毛田1丁目番18号				
			三ツ輪運輸株式会社 帯広市大通19丁目10番地				
使 用 す る 船 舶	船名	船種	船質	総トン数	所有者の氏名又は名称 住 所	貨渡先の氏名又は名称 住 所	
						/	
内航貨物定期航路事業			航路の名称	起点及び終点	還 航 回 数		
取り扱う物品の範囲							
許 可 条 件		/					

(注) 1. 記入しない欄は斜線を引くこと。  
 2. 1枚の用紙に記入しきれない場合は、別の同様の用紙に記入し、割印をとること。  
 3. 使用する船舶の船名は、上段に船名、下段に船舶表示番号を記入すること。